

令和5年度財政援助団体等監査実施計画

中野区監査委員監査基準第15条第3項の規定に基づき、財政援助団体等監査の実施計画を次のとおり定める。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

第2 監査の対象

1 監査対象年度

令和4年度

2 監査対象事務

次に掲げる団体等の出納その他の事務の執行で当該財政的援助などに係るもの
(地方自治法第199条第7項、地方自治法施行令第140条の7)

- (1) 区が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているもの
- (2) 区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人
- (3) 区が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの
- (4) 区が公の施設の管理を行わせている指定管理者

3 監査対象団体

上記2(1)から(4)までに掲げる団体等のうち、監査対象団体抽出基準(別紙1)に基づき抽出した監査対象一覧(別紙2)に定める団体とする。

ただし、必要があると認めるときは、その他の団体等についても適宜監査を実施する。

4 監査対象部

監査対象団体に係る監査対象事務を所管する部・局

第3 監査の期間

令和5年10月5日(木)から令和6年2月22日(木)まで

第4 監査の基本方針及び重点事項

- 1 補助金等交付団体及び公の施設の指定管理者について、補助金、委託料等が適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、補助や委託の目的が有効に達成されているかどうかについて監査を行う。
- 2 損失補償団体、出資団体及び債務保証団体について、出資目的に沿った事業運営がなされ、財政状況が良好であるかどうかについて監査を行う。
- 3 区の所管において、条例、規則、要綱等に照らして、補助、施設管理の事務等が適切に行われているかどうかについて監査を行う。
- 4 区の所管において、団体に対する指導監督が適切に行われているかどうかについて監査を行う。

第5 監査の実施方法、実施場所及び日程

1 書面監査

監査対象団体及び監査対象部・局に対し関係書類の提出を求め、監査事務局内等で監査事務局職員により監査を行う。なお、監査実務を会計の専門的視点から補完するため、監査対象団体の会計書類調査の一部を公認会計士に委託して行う。

2 実地監査

実地監査は、必要に応じて実施する。

3 事情聴取

監査対象事務の執行に関し、監査委員が必要と認めるときは、関連する監査対象部・局及び監査対象団体を対象に事情聴取を実施する。

第6 監査の着眼点

施設の管理等が、法令、条例等の根拠に基づき適正に管理されているかなど、その他、中野区監査実施要綱第7条で定める監査等の着眼点のうち、財政援助団体等監査の着眼点から適宜選択する。

第7 監査技術の選択

監査は、書類、帳簿、証書類等に基づき中野区監査実施要綱第12条で定める監査技術の一般監査技術を適用するとともに、必要に応じて個別監査技術を選択適用して実施する。

第8 その他監査の実施上必要と認める事項

他の監査等との調整(中野区監査委員監査基準第13条)

1 財務監査との調整

財務監査の実施を通し抽出された内容を踏まえて、本監査でさらに問題点を抽出、整理する。

2 例月出納検査との調整

例月出納検査において抽出された問題点について、本監査を通して究明に努めるとともに、必要に応じて問題点を整理する。

第9 監査事務の日程

実施計画(案)検討・決定	※	10月	4日(水)
具体的実施事項通知		10月	5日(木)
書面監査開始	※	11月	1日(水)
書面監査終了		11月	30日(木)
問題点検討	※	1月	17日(水)
報告素案(講評内容)検討	※	1月	24日(水)
報告素案(講評内容)決定	※	1月	31日(水)
講評、報告検討	※	2月	7日(水)
報告検討	※	2月	14日(水)
報告決定	※	2月	21日(水)
報告提出、公表		2月	22日(木)

※印は、委員協議会開催日

財政援助団体等監査対象団体抽出基準

(令和5年度改正)

監査を実施する対象団体は、原則として次に定める基準により抽出する。

I 書面監査

1 補助金等交付団体

(1) 継続的な補助金交付団体等

区 分	交 付 額	実 施 周 期
補 助 金	5千万円以上	1～2年に1回
	2千万円以上5千万円未満	3～4年に1回
	2千万円未満	必要に応じ
貸 付 金	1億円以上	1～2年に1回
	1億円未満	3～4年に1回

(2) 一時的もしくは随時の補助金交付団体等

区 分	交 付 額	実 施 周 期
補 助 金	1億円以上	交付の翌年度
	1千万円以上1億円未満	交付の翌年度(2分の1件)
	1千万円未満	交付の翌年度(必要に応じ)

2 出資団体

区 分	出 資 額	実 施 周 期
出 資 金	3億円以上	1～2年に1回
	1千万円以上3億円未満	3～4年に1回
	1千万円未満	必要に応じ

3 債務保証団体

債務負担行為期間3年～4年に1回

4 信託の受託者

対象団体発生時に検討

5 指定管理者

区 分	委 託 額	実 施 周 期
委 託 料	3億円以上	1～2年に1回
	1千万円以上3億円未満	3～4年に1回
	1千万円未満	必要に応じ

6 上記の項目に複数該当する場合

区 分	実 施 周 期
1～3の項目に複数該当する場合	1番周期の短いものを適用
1～3及び4, 5の項目に複数該当する場合	各々をその周期に基づき実施

7 その他

(1) 上記団体等において、重大な問題点があった場合については、該当年度以外であっても監査を実施する。

(2) 上記2から5までについて新たな出資等があった場合は、監査を翌年度以降速やかに実施する。

II 実地監査

書面監査該当団体等の中から抽出して、監査を実施する。

令和5年度 財政援助団体等監査対象一覧

番号	団体 No.	団体名等	区分	施設名(補助金名称)	決算額等 (千円)	監査対象部(課)	
1	1	中野二丁目地区市街地再開発組合	補助金	(中野二丁目地区市街地再開発事業補助金)	4,526,000	まちづくり推進部	中野駅周辺まちづくり課
2	2	囲町東地区市街地再開発組合	補助金	(囲町東地区市街地再開発事業補助金)	845,418	まちづくり推進部	中野駅周辺まちづくり課
3	3	社会福祉法人中野区社会福祉協議会	補助金	(中野区社会福祉協議会に対する補助金)	146,900	健康福祉部	福祉推進課
4	4	公益社団法人中野区シルバー人材センター	補助金	(中野区シルバー人材センター補助金)	57,144	地域支えあい推進部	介護・高齢者支援課
5	5	ライクキッズ株式会社	補助金	にじいろ のがた学童クラブ (民間学童クラブ運営費補助)	24,738	子ども教育部	育成活動推進課
6	6	社会福祉法人龍美	補助金	陽だまりの丘保育園 (中野区保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金)	24,463	子ども教育部	保育園・幼稚園課
7	7	学校法人八幡学園	補助金	やはた幼稚園 (中野区特別支援教育補助金)	21,372	子ども教育部	保育園・幼稚園課
8	5	ライクキッズ株式会社	補助金	にじいろ あいロード学童クラブ (民間学童クラブ運営費補助)	20,740	子ども教育部	育成活動推進課
9	8	株式会社日本テレメッセージ	補助金	Blossamキッズ中野桃園クラブ (民間学童クラブ運営費補助)	20,016	子ども教育部	育成活動推進課
10	9	ヒューマンスターチャイルド株式会社	補助金	スターチャイルド東中野ナーサリー (賃貸物件型認可保育所施設整備費等補助)	189,437	子ども教育部	保育園・幼稚園課
11	10	学校法人千葉学園	補助金	東中野しらゆり保育園 (賃貸物件型認可保育所施設整備費等補助)	186,812	子ども教育部	保育園・幼稚園課
12	11	株式会社ナーサリープラットフォーム	補助金	きゃんぱす中野保育園 (賃貸物件型認可保育所施設整備費等補助)	157,100	子ども教育部	保育園・幼稚園課
13	6	社会福祉法人龍美	補助金	(仮称)中野坂上保育園 (中野区民間保育所施設建設費補助金)	98,036	子ども教育部	保育園・幼稚園課
14	12	株式会社日本アメニティライフ協会	補助金	花物語なかの (中野区介護施設等開設準備経費補助金)	22,653	地域支えあい推進部	介護・高齢者支援課
15	13	社会福祉法人中野区福祉サービス事業団	出資	出資団体	5,000	地域支えあい推進部	介護・高齢者支援課
16	14	ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体	指定管理	中央図書館、分室、地域図書館 計10施設	813,818	教育委員会事務局	子ども・教育政策課
17	15	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会	指定管理	療育センターアポロ園	130,029	健康福祉部	障害福祉課
18	16	社会福祉法人正夢の会	指定管理	弥生福祉作業所	78,363	健康福祉部	障害福祉課
19	17	ハートフルサポート共同事業体(テルウェル東日本、パソナ、東京アスレチッククラブ)	指定管理	産業振興センター	71,302	区民部	産業振興課
20	3	社会福祉法人中野区社会福祉協議会	指定管理	社会福祉会館	61,711	健康福祉部	福祉推進課
21	18	株式会社フードサービスシンワ	指定管理	軽井沢少年自然の家	44,700	教育委員会事務局	学校教育課

※「決算額等」欄に記載の額は、出資団体については出資額。